

## 新型コロナウイルス感染症拡大に際しての民間居住支援団体の役割と限界

## —全国の民間居住支援団体へのヒアリング調査から—

大阪人間科学大学 石川 久仁子 (会員番号5011)

キーワード: 居住支援 住宅セーフティネット 公的支援策

**1. 研究目的**

2020年日本における新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会、そして人々の日常生活に様々な影響を与えているが、その全体像や有効な対応策はいまだ明らかではない。本研究の目的は、高齢者や障害者、低所得者などに対して居住支援をおこなう民間団体が新型コロナウイルス感染症拡大に際してどのような影響を受けたのかを明らかにすることである。高齢者や障害者、低所得者などの生活困窮者等に対する居住支援の有効性や民間支援団体の役割が徐々に明らかになりつつあり（山本2016, 石川2018）、感染症拡大後の居住支援の実態報告もおこなわれつつあるが（稲葉2020）、特定の地域に限られている。都市部、地方部を問わず、より広域的な視野から民間の居住支援団体がどのような役割を果たしているのか、また今後果たしうるのかについて検討することをめざす。

**2. 研究の視点および方法**

民間の居住支援団体はホームレス支援や精神科病院からの退院支援、刑余者支援など多様な系譜も持つが、2017年の改正住宅セーフティネット法によって創設された居住支援法人の指定を受けている団体も多い。居住支援は未だ局所的であるが、全国各地における更なる活動の活性化をめざし、比較的早期より活動をはじめていた9つの民間非営利団体により居住支援全国ネットワーク（以下、全国ネット）が結成された。本研究は2021年3月から4月にかけて全国ネットが現在加盟している15団体に対し実施した調査に基づく。

研究方法はオンライン会議システムを活用したヒアリングである。発表者は全国ネットの理事として設立時より活動に参加、同ネットによる主だった調査研究に携わっている。このような関係性に基づき、ヒアリングの実査者として15団体に協力をよびかけたところ10団体が応じた。

感染症の拡大の影響といっても、団体の何に対する影響なのか曖昧であり、そもそも居住支援といっても具体的な事業内容はかなり幅広い。本研究では「居住支援とは、入居支援及び居住生活支援の双方を含むものであり、さらに、連帯保証問題の解決を含むもの」（やどかり鹿児島2018:79）と定義するが、どのような事業を中心的におこなっているのか、生活困窮者自立支援事業を受託しているのか否かは団体によって異なる。本研究ではその団体が居住支援にあたって中心におこなっている事業を想定、2019年度と2020年度とを比較しての①新規相談に関する変化(a.数, b.相談内容や層)、②継続的支援（居住生活支援）に関する変化、③支援にあたっての困難、④新規に立ち上げた事業、⑤今後予測する変化などについて質問をおこなった。

**3. 倫理的配慮**

発表にあたっては、個人や団体の特定化をさげ、事前に発表内容を確認いただく方針の上で居住支援全国ネットワークおよびヒアリング対象団体からの発表の了承を得た。「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規定」を遵守した。

**4. 研究結果**

## 1) 主たる事業の新規相談に関する変化

まず新規相談数については10団体のうち2団体については変化がなく、4団体については変化がない事業と増加した事業が存在し、4団体は増加した。変化のなかった事業は連帯保証事業、一時生活支援事業であった。増加した事業は自立生活相談支援事業、もしくは所在地域の自立生活相談支援担当窓口からの紹介をうけた入居支援事業だった。

新規相談者層および内容については、感染症の拡大が背景にある相談はいずれの団体にも存在している。相談数そのものに変化がなくとも、減収による相談が増えたり相談内容が複雑化・深刻化している傾向があった。また2019年度以前に多かった高齢者からの相談が減少し、30代から50代からの比較的若年者からの相談が増える傾向がみられた。

## 2) 継続的支援に関する変化

居住支援においては入居支援の後にもサロン活動やカフェ、当事者活動などの活動が各団体で実施されているが、2020年度はこれらの取り組みは休止もしくは活動を大きく制限されていた。継続的支援対象者の多くが生活保護費や年金が主たる収入であり、経済的な影響はなかったとの声が多く聞かれた。個別訪問・面談などは継続されているが、集まりがないことにより生活の変化を捉えにくくなったとの指摘もあった。特例貸付に同行など減収への支援もおこなわれていたが全体としては少数であった。

### 3) 支援するにあたっての困難

全体的に相談現場において感染症対策をおこないながらの支援に困難があった。相談数が激増した団体においては、業務量の拡大に対し人手が限られていたり、ボランティアスタッフが減少するなど体制づくりに苦慮している団体もあった。また医療機関などでの面接ができなくなったり、退院支援しづらくなったとの指摘があった。

### 4) 新規に立ち上げた事業

10団体のうち7団体において新規に支援付き住宅もしくはシェルターなどを新たに開設していた。民間居住支援団体において時に制度外で対応可能な居住支援資源が重要であるが、資金に課題もあり、それまで物件の所有は限定的であった。しかし、クラウドファンディングなどを通じて民間からの資金を得ることできたことなどを背景に、居住支援事業が拡大する傾向がみられた。

## 5. 考察

1) 自立生活相談支援事業以外は顕著に相談内容が変わったわけではなく従来からの居住困窮者層からの相談が基盤としてある。民間居住支援団体による支援が確実に前進し、それぞれの地域の各種相談機関に対して一層浸透しているからこそ、感染症拡大の影響の有無に関わらず居住困窮者からの相談を受けとめる窓口になりえているのではないかと推測している。

2) その上で、クラウドファンディングによって拡充されたシェルターや支援付き住宅といった居住支援資源により柔軟な支援が可能になり、これに注目した各種相談機関との連携が強まり更に居住困窮者とならがりつつある。

3) 民間居住支援団体としては住居確保給付金や特例貸付が一時的ではあるが住まいを保つ役割は果たしているのではないかと推測している。しかしながら、丁寧な関係づくりや就労支援、家計相談支援などが欠けており、現在の支援体制のままでは支給期間が切れた後に住居を喪失したり、転居が必要になる可能性が高いと推測している。

## 6. 結語

民間居住支援団体は新型コロナウイルス感染症拡大後においても居住困窮者の住居確保などの生活課題の解決に対応することを通じて安定居住に確実に貢献している。むしろ生活困窮者自立支援事業とのつながりや各種相談機関との連携を深めつつ、今後の新たな体制を模索している。そのために問われているのは公的な支援策である。ヒアリングにおいて複数の団体より早期の相談・発見・対応の重要性が指摘された。入居支援だけでなく居住継続支援が今後必要であり、経済的危機に対する居住継続にあたっては住居確保給付金の恒久化、すなわち家賃補助制度が必要ではないか。今回、住宅セーフティネットは新型コロナウイルス感染症の拡大に対して機能できていない。既存支援策の拡充と新たな支援策、そして居住困窮にある人々を中心に、居住支援に係る公私多様な主体の参画と連携、居住支援ネットワークづくりが求められる。

なお、本調査は Readyfor 新型コロナウイルス感染症拡大防止活動基金第5期において助成をうけた COVID19 住民調査プロジェクトチーム×居住支援全国ネット（代表 田淵貴大・大阪国際がんセンター）による取り組みの一環として実施されたことを付記する。

引用文献：稲葉剛、小林美穂子、和田静香編（2020）『コロナ禍の東京を駆ける』岩波書店、

石川久仁子（2018）「居住支援全国ネットワークと住宅セーフティネット法改正」『住宅会議』103号、34-37、

特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島（2018）『生活困窮者、高齢者、障害者等に対する居住支援の現状と課題解決のあり方に関する調査研究事業報告書』79、

山本美香（2018）「生活困窮者に「住まい・生活支援・就労支援」を提供する民間支援団体の研究」『日本の地域福祉』第29巻107-119、